新富げんきなひろばの団体使用について

　新富げんきなひろばは町会や自治会や団体が占有して利用ができます。

　利用できる時間帯

　　平日午前９時から正午まで

　利用の１カ月前までに利用申請書を提出し許可を得る必要があります。

（１） 使用手続が必要な場合

|  |
| --- |
| ・広場全部または一部を占有し，他の広場の利用を制限する場合 |
| ・広く告知し不特定多数の参加を募るイベント等を開催する場合 |
| ・物品販売を伴うイベント等を開催する場合（営利目的は不可） |
| ・拡声器等、音響装置を使用するイベント等を開催する場合  （許可のないアンプ，スピーカーを使用した楽器演奏，演説は不可） |

（２） 使用の諸条件

|  |
| --- |
| １ 火気の使用を禁止します |
| **２ ひろば周辺は車両の駐車を禁止します** |
| **３ 他の利用者及び近隣住民に迷惑をかけないこと** |
| ４ 「おやこひろば」の占有利用はできません |
| ５ 利用後は，清掃してごみを持ち帰ること |
| ６ 樹木等のひろば内施設を破損しないこと |
| ７ ボール等を使用する場合は決められた範囲内で周囲の安全に  留意すること |
| ８ その他　ひろば管理者の指示に従うこと |

その他

**・ひろばに駐車場はありません。徒歩や自転車等でお越しください**

**・上記諸条件を守れない場合，使用許可を取り消すことがあります。**

お問い合わせ

柏市子育て支援課 TEL ０４―７１６８―１０３４